

家屋を取り壊したときは届出が必要です!

家屋を取り壊したときは、お早めに「家屋滅失届」を税務課賦課係まで提出してください。この届け出がないと、家屋を取り壊したという確認ができないため、翌年度以降も固定資産税が課税されてしまいますので、忘れずに届け出てください。

登記のある家屋については、別途法務局で滅失登記をする必要があります。滅失登記をした場合には、法務局より税務課に通知されますので「家屋滅失届」の提出は不要ですが、滅失登記ができない場合や手続きが遅れる場合などは、取り壊した後、速やかに「家屋滅失届」を提出してください。

⚠ 注意点 1

固定資産税の賦課期日は1月1日です。例えば、家屋を12月に取り壊して届け出た場合、翌年度は課税されませんが、1月に取り壊した場合はその年に課税されます。

⚠ 注意点 2

人の居住の用に供する家屋の全部を取り壊した場合、その敷地に適用されていた特例措置が適用されなくなり敷地の税額が上がります。

※届出用紙は税務課及び琴丘・山本総合支所地域振興係に備え付けてあります。

◆問い合わせ先 税務課賦課係 TEL 85-4828

生活のしづらさなどに関する

調査の実施について



森岳温泉の一部地域にお住まいの障がいをお持ちの方を対象とした「生活のしづらさなどに関する調査」が実施されます。これは、障がい児・者の福祉施策を改善するための基礎資料を得るために厚生労働省が実施するものです。

調査は12月1日時点で行うこととしており、調査員が12月上旬に皆様方のお宅にお伺いし、調査の趣旨の説明、調査の対象となるかの確認、調査票の配布をさせていただきます。

調査員が訪問の際は、ご協力をお願いします。

調査に関する問い合わせ先は、

山本総合支所地域生活係 (TEL 83-2115) まで。

12月の 旅券(パスポート)申請について

年末年始、県庁と町役場の休みが異なるため、

- 12月16日
- 12月19日～20日
- 12月27日～30日

は、役場での旅券申請の受付は行えません。

また、12月31日から1月5日までは町役場は休みですので申請の受け付けは行えません。

詳しくは、町民生活課町民係 (TEL 85-4825) までお問い合わせください。



年末年始の休館日・休業等のお知らせ

役場、各総合支所

12月31日(土)～1月5日(木)

死亡届(火葬受付)、婚姻届等戸籍関係の届出は可能です。

※来庁前に連絡願います (TEL 85-2111)

清華苑

12月31日(土)午後～1月1日(日)

琴丘ひまわりセンター

12月31日(土)～1月5日(木)

各公民館・ふるさと文化館・さざなみ苑

琴丘公民館 12月31日(土)～1月5日(木)

八竜改善センター・鶴川公民館・浜口公民館

12月31日(土)～1月5日(木)

山本公民館 12月31日(土)～1月5日(木)

ふるさと文化館 12月31日(土)～1月5日(木)

さざなみ苑 12月31日(土)～1月5日(木)

ごみの収集

琴丘地区 1月1日(日)～1月3日(火)

八竜地区 1月1日(日)～1月3日(火)

山本地区 1月1日(日)～1月3日(火)

投棄場、ごみ処理場

舞台沢投棄場 12月31日(土)～1月5日(木)

大沢ごみ処理場 12月31日(土)～1月3日(火)

増沢ごみ処理場 12月31日(土)～1月3日(火)

清吉根小屋沢ごみ処理場 12月30日(金)～3月31日(土)

各体育館・ゆめすた・ふめふらんど

琴丘総合体育館 12月31日(土)～1月5日(木)

八竜体育館 12月31日(土)～1月5日(木)

ゆめすた 12月31日(土)～1月5日(木)

山本体育館 12月31日(土)～1月5日(木)

※1月～3月は閉鎖します(積雪量により、早期閉鎖の場合があります)